

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金

Q & A

問1 入院患者の治療・看護に携わる24時間は、連続していないと対象とならないのか？ 従事した期間が空いてもよいのか？

答 新型コロナウイルス感染症で入院する患者の治療・看護に携わった後、しばらく間が空いて再び従事した場合や、1日だけ宿泊療養施設に入所する患者への治療・看護に携わった場合など、合計で24時間以上になれば対象となります。

問2 宿泊療養施設に、1泊2日や日帰りで行った場合はどうなるのか？

答 1泊2日の場合は12時間、日帰りの場合は勤務した時間を積み上げ、合計24時間になったら申請できます。

問3 1人で24時間以上の勤務実績がないと、対象とならないか？

答 原則として、1人で24時間以上対象業務に従事した医療従事者を支給対象としていますが、これに満たないものでも、医療機関の実情からやむを得ないと認められる場合には、複数の医療従事者を合算した申請も可能です。その場合、配分額は医療機関で決めていただくこととなりますが、必ず対象者に全額を分配支給してください。

(例：従事時間8時間の対象者が3人いて、合算して申請した場合、10万円を3人に配分して支給)

問4 帰国者・接触者外来でPCR検査に従事した医療従事者は、対象となるのか？

答 今回の県の支援金は、新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に携わっていただいた医療従事者を対象としており、PCR検査に従事していただいた医療従事者は対象となりません。

問5 福岡市、北九州市、久留米市にある医療機関の職員も対象になるのか？

答 政令市、中核市を含む県内の医療機関に勤務し、要件を満たす医療従事者は対象になります。

問6 退職した職員は対象にならないのか？

答 既に退職された医療従事者についても、給付対象者の要件を満たすのであれば申請が可能です。

その場合は、離職前の医療機関において県への申請及び本人への支援金の支給をしていただくようお願い致します。

問7 常勤職員しか対象にならないのか？

答 常勤・非常勤・委託・派遣職員等雇用の身分の別に関係なく、当該施設において24時間以上対象となる業務に従事すれば対象となります。

問8 他疾患で入院中の患者さんが、新型コロナウイルスに感染していることがわかった場合は、いつから対象になるのか？

答 PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性が判明した日から対象になります。

問9 患者の身体に直接接するとは、どのようなことを言うのか？

答 原則として、防護具などを着用し、心音の聴診、痰の吸引、全身清拭など、患者に直接触れて行う治療・看護を行う場合ですが、これと同程度に密接してベッドサイドで患者の健康状態の観察を行う場合などを含みます。

問10 勤務の実態をどのように証明すればいいのか？

答 患者さんの入院期間中に治療、看護を行ったことを証明できる勤務シフト表（実績版）等を提出してください。

問 11 医療機関は、対象者へはどのような方法で支給することになるのか？

答 給与と一緒に支給する、あるいは直接渡す等、支給方法は医療機関でご判断ください。その際には、支援金の趣旨を説明して、ねぎらいの言葉をかけていただくようお願いします。

問 12 対象者への支給は、給与として支払うのか？

答 給与ではなく、「所得税の課税対象とならない給付金」としてください。

問 13 県から支給されたお金は、医療機関の預かり金としてよいのか？

答 預かり金勘定（負債）で取り扱ってください。
（所得金額には影響しません）

問 14 実際の支給はいつ頃になるのか？

答 申請書を受け付けた後、速やかに審査し、給付を決定し、支払いを行う予定です。申請の集中、申請書確認作業等により、時間を要す場合があります。

問 15 宿泊療養施設で治療・看護を行った場合は、どこから申請するか？

答 所属されている医療機関等の勤務先を通して申請してください。

問 16 看護師のαさんは、令和2年2月から6月30日の間において、A病院のコロナ病棟に2日（16時間）勤務し、その後、A病院が受けたJMATからの派遣要請でB宿泊療養施設に1泊2日（12時間）勤務した。αさんは、支援金の支給対象となるか？

答 同一の医療機関での勤務時間の通算は可能です。αさんの場合、A病院とB宿泊療養施設での勤務時間が合計24時間となるため、A病院からの申請（10万円）となります。

問 17 看護師のβさんは、令和2年2月から6月30日の間に、A病院のコロナ病棟に2日（16時間）勤務し、その後退職。新たに就職したC病院のコロナ病棟で1日（8時間）勤務した。
βさんは10万円の支給対象となるか？

答 支援金は、要件を満たすことを証明する書類を添えて、医療機関から申請していただくこととなります。

βさんが24時間以上勤務したことが証明でき、いずれかの医療機関から申請していただければ、支給対象とすることはできます。

問 18 医師のγさんは、令和2年2月から6月30日の間に、A病院のコロナ病棟に3日（24時間）勤務し、その後、JMA・Tからの派遣要請でA病院の職員として、B宿泊療養施設に2泊3日（24時間）勤務した。γさんは、2回分の支援金を申請できるか？

答 γさんは、病院と宿泊療養施設のどちらとも勤務時間の要件を満たしていますが、支援金は1人1回限りとなっています。どちらか一方での申請（どちらでも10万円）となります。

【よくあるお問い合せ①】（関連するQ&A：問8）

問 救急搬送された人が処置中に陽性患者と判明したためコロナ対応病棟へ入院した。その後、陰性となったため一般病棟へ移った後に退院となった。支援金の要件である「患者の身体に直接接する業務」に従事した期間はどこから考えればよいか。

答 要綱の患者とは「新型コロナウイルス感染症患者」を指すため、この場合は、「陽性患者と判明してから陰性と判明するまで」の期間です。

救急搬送されてから陽性患者と判明するまでの期間や、同一医療機関で入院中であっても陰性と判明された以降の期間は対象外です。

【よくあるお問い合せ②】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり24時間未満のため、複数人で10万円の合算申請をしたい。

（A看護師10時間＋B看護師12時間＋C准看護師8時間＝30時間）

答 一人1回限りの申請であること、複数人の合算申請を可としていることから、この場合の「3人・30時間で10万円」の申請は可能です。

支給する際にA・B・Cの3人で10万円を分けることとなります。（分ける金額は申請される医療機関で決定してください。）

【よくあるお問い合せ③】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり24時間未満の者が多く、複数人で10万円の合算申請をしたいが、24時間単位でうまく組み合わせられない者がでてしまうが次の申請は可能か。

① A看護師30時間 → 1人10万円

② A看護師6時間（①の残り）＋B准看護師18時間＝24時間
→ 2人で10万円

答 この場合の可否は次のとおりです。

① ○

② ×：Aがすでに①で10万円の支給となるため。

なお、①の申請をせずに、「A30時間＋B18時間とし、2人で10万円」とする場合は○となります。

【よくあるお問い合せ④】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり 24 時間未満の者が多く、複数人で 10 万円の合算申請をしたいが、24 時間単位でうまく組み合わせられない者がでてしまう。次の申請は可能か。

③看護師 5 名・各 5 時間＝25 時間 → 5 名で 10 万円

④看護師 3 名・各 7 時間＋准看護師 1 名・15 時間＝36 時間
→ 4 名で 10 万円

⑤看護師 A～E の 5 名

A 21 時間＋B 10 時間＋C 7 時間＋D 8 時間＋E 2 時間＝48 時間

→ 24 時間の 2 倍なので、5 人で 20 万円

答 この場合の可否は次のとおりです。

③○

④○：なお、看護師のうち 1 名を他の組み合わせに移すことができれば、「3 人・29 時間で 10 万円」の組み合わせとするのも可能。

⑤×：この場合、24 時間の組み合わせは、

「5 名・48 時間で 10 万円」または、

「24 時間以上の組み合わせとなる 2～3 名で 10 万円」です。

2～3 名で 10 万円の組み合わせとした場合は申請対象外となる方が生じます。

申請にあたっては 24 時間以上になるよう積み上げた組み合わせとしてください。

従事時間数の合計を 24 時間で割り戻す考え方ではありません。

【よくあるお問い合せ⑤】（関連するQ&A：問1、問2、問15）

問 県と契約した人材派遣会社から派遣され、宿泊療養施設で業務に従事した看護師が、その後、病院に就職してコロナ患者対応に従事した。この場合、病院は宿泊療養施設での従事時間を含めて 24 時間以上とし、申請してよいか。

答 この場合、宿泊療養施設での従事時間を含めた申請はできません。

県が人材派遣会社に委託して宿泊療養施設に派遣した看護職員や、県が会計年度任用職員として任用し宿泊療養施設で業務に従事した看護職員については、支援金支給の対象外となります。